

平成30年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成30年8月10日(金)
招集場所 米子市役所 401会議室
開 会 午後1時30分
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 12番 高西史郎委員(会長)
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理)
17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員 8番 木村美紀委員 11番 角力委員
出席推進委員 大東清彦委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員
松本裕三委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 田中英省委員
事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 高田主幹 長谷川主任
傍聴人 無し
日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について
エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答

について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時50分

事務局（宅和局長）

今回議案の取り下げがございますので、最初に説明をさせていただきます。議案の46ページ利用配分計画各筆明細の整理番号2番、古市〇〇番地〇〇さんという配分計画ですが、〇〇さんが8月4日に亡くなられたために今回の議案からは取り下げということになりましたのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

それでは、第5回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号16番の中本委員と議席番号17番の森中委員にお願いしたいと思います。
本日の欠席は、木村委員、角委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号25の河岡について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号25の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、高齢等の理由により耕作が困難となりました譲渡人の希望により、譲受人が売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、51aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

本件については推進委員の植田さんの方で説明していただきます。

植田推進委員

25番の議案について説明いたします。本件は、河岡の畑、〇〇、地目は畑で面積は101平方メートルでございます。隣接地を所有する〇〇さんが譲渡人でありまして〇〇さんから売買により所有権を取得されようとするものでございます。当該地は市内河岡にあります〇〇の県道を挟んだ反対側にあります畑地でありまして、譲受人の〇〇さんが管理耕作している農地に隣接いたします4m×25m程の細長い農地であります。そのため取得することにより畑地として一体利用をされようとするものであります。現地の確認につきましては、7月31日に高橋委員さんにご同行をいただいております。〇〇さんの農地でございますが、ナスなどの野菜を作られておりまして許可要件つきましては特に問題はないと考えております。以上でございます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
面積が小さかったので単価が高くなったと、大体の単価は。

事務局（高田主幹）

申請書には総額で出ておりまして、相場の方はあれなんですけども、金額的には〇〇円で、総額で出ておりまして。

高西会長

農地としてはあの辺でちょっと高いので、どんな具合だったかなと思って、ちょっと聞いてみた。それで、あの辺の相場が農地として標準単価がどれくらいか調べているでしょ。

事務局（高田）

標準の単価までは調べていません。

高西会長

ちょっと調べといて。

他ありませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号26の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号26の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、譲受人の耕作利便性向上のため、譲受人が売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、82aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きます、担当委員さんから報告をお願いします。

中本農業委員

26番の議案について説明いたします。本件は、尾高の登記では田で、現況は畑の1筆、343平方メートルの農地について、売買を行うものです。位置につきましては、先月現地調査をいたしました〇〇の北の〇〇を視察しましたが、その辺から米子側に約100メートルくらいの所です。譲渡人が相続しました農地について、進入路もなく、よその土地を通行しないと耕作出来ない農地がありまして、管理等でも困っておりました。この度、農地の近隣の方に相談してみたところ、近所で譲り受けてくれる方がみつかりまして、そういった周りの状況を把握しながら300程の面積を渡す人も含めて仕事が忙しくてできないと、それじゃあ引き受けてあげようという話がありましたものでございまして今度売買を行うことになったものです。管理状況につきましては、8月2日私も行きましたけども、草刈りしてそれな

りに。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

井田農業委員

10アールあたりの単価が〇〇円というのは。

高西会長

それで言っているのです。さっきのとは雲泥の差なので。

井田農業委員

さっきのは高すぎるし。

事務局（高田主幹）

金額ですけれど、こちらは343㎡で総額が〇〇円ということです。

中本農業委員

私も双方から相談を受けまして、相場がある中でお互いにこれから。

事務局（宅和局長）

343㎡で総額が〇〇円ということで出ておりますので、10アールあたりの単価が打ち間違えておりまして、〇〇円です。申訳ありませんでした。

中本農業委員

事務局の方が単位を間違えておりまして、内容的には先ほど話しました〇〇円で双方が売買するという事です。

高西会長

皆さんも良く見ていただいて、おかしいなと思ったことはご質問なりご意見なりいただきますよう、良く理解した上で採決お願いします。他にありませんかいね。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号27の東福原2丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号27の東福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、規模拡大の意向のある譲受人が、売買で農地を取得するものであります。取得後の経営面積は、311aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

大田推進委員

27番の議案について説明いたします。本件は、東福原2丁目の田2筆、計42平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲受人さんは、地域で規模拡大の意向のある方で、最近、何度か申請されており、周辺でも7反程度耕作している方です。30年に入りまして1月と3月に同じように3条が出ていて積極的な農業をやっておられる方です。今回の件は、譲渡人も高齢で耕作もできないため、

小さい面積の農地を売買で譲り受け、集約し、効率的に耕作するためにも、譲り受けることになったとのものであります。現地を確認しましたが、現在も水稻を作っておられて、今後のことについてもすぐできるように管理されております。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号28の大袋について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号28の大袋について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有農地について、今後、規模縮小の意向のため、近所に相談し、譲受人が、売買により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、19アールとなります。尚徳地区の下限面積は40アールの設定がしてありますので、農地法第3条第2項第5号の下限面積について、本来なら要件を満たしておりませんので不許可相当扱いのものであります。しかしながら農地法施行令に不許可の例外というものがございまして、周辺の状況等申請者等にも聞き取り、遠藤委員さんにも現地確認と聞き取り、私も現地の様子を見させていただいておりまして、本件は例外規定に該当するものと考えております。それでは審議いただくためにその例外規定について説明しますので、お配りしている別紙の3ページの現地の地図の方をお願いします。南部町の方に曲がっていくと大袋橋があります尚徳の集落でございまして、集落の端っこに位置する申請地でありまして、この道路から土手沿いで高さ自体が5mくらい下がった所に集落がある農地でございまして、長さも周辺の通路も狭い場所の申請地ということになります。続いて4ページに農地法の3条の基本的な要件等を記載しておりますけれども、一般的に3条の申請がございました場合にはまず1号全部効率利用要件、これは、ちゃんと機械を持っているか、ちゃんと労働力があるか、そういったことを申請書の内容等で判断するものとなります。続きまして4号が権利取得者、世帯員が取得後に必要な農作業に従事が認められない場合ということですが、きちんと耕作するか、何を作付してどういう計画でいますかということを確認してきちんと耕作するかどうかを確認します。続きまして今回の5号の

部分であります。権利取得者及び世帯員が耕作すべき面積が、本来は法的には県では50アールというのが定めてあるのですが、農林水産省で定める基準に従いまして市町村は別段の面積を定めておまして、それぞれの地区の地区において農地の面積から平均を割り出して今の下限面積を設定しているという状況でございます。続いて地域との調和要件7号でございます。こちらの方は例えば、田んぼのど真ん中に例えば畑に転換したりとかいろいろやりとりして所有権の移転があった時に何か違うものを作って何か薬をまいたりして、地域に迷惑をかけたとか決まり事を守るとか、そのあたりできちっと集団化、効率化的に支障がなにもないですねというのを確認して申請書の中身を判断しています。一般的には以上の要件について事務局と地元委員さんで確認するという状況になります。その中でなにか不明な点とか記入内容がおかしい点があれば電話で聞き取ったり現地で確認してみたり地元委員さんに依頼してみたりということをお願いし中身が整理できれば総会議案として審議いただいている流れとなります。続きまして5ページ、5号の要件の例外規定について説明いたします。

施行令において例外規定がありまして下限面積につきまして、その分の条文を載せております。読ませていただきますと、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作に供している者が権利を取得すること。」とあります。これは状況から見て隣接の方が一体利用じゃないと利用自体が困難な場合でございます。隣接耕作者が実際耕作している場合は、農地としてはその申請地はその方以外の利用はできないんだから不許可の例外にしましょうという意味合いでございます。その場合の下限面積が足らなくても例外として認めましょうという内容です。本案件は以上の内容と現地確認の状況からも隣接で譲受人さんが耕作していて集落の中に他の方が入ってきて営農するというのはちょっと考えにくい状況の農地で、下限面積が足らないとなると今度はそこを耕作する集落の中の農地の下限面積が満たないかといって所有権移転ができないと投げっぱなしになるような状況になります。そこを近所に相談されたら、隣でされている方が、だったら受けてもいいよということになりましたので、申請したら面積が足りないなあとということになりました。そこでいろいろ事務局で話したらこういう例外もあるよということで適用をという話になりました。以上から現地確認の状況等から例外規定の適用が適当であると思われまます。他の許可要件には問題はございませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ちょっと分かりにくかった面もあるかもわかりませんが、ひとつに言えば、下限面積に到達せんでもその売買の土地が他の人ではなかな

か一緒にできんというような状況の所は特例として認めるということです。なにかご質問ありますか。

森中農業委員

今の取得後の面積が例外でってことだけでも、議案の書き方からいうと3 1 1 m²という書き方がしてあるが、これとの整合性はどうなりますか。

事務局（高田主幹）

〇〇さんの持っておられる1 2アールということですので、今回取得するのが3アールということで3 1 1 m²で、ちょっと端数の問題で切上がってしまったということです。1 2アールの端数がありますので。

森中農業委員

5号の例外規定の要件で下限面積のことは分かったけども、1号、2号、4号、5号に係る場合においてはこの限りではないと書いてあるけども、端的に言ってどういう時に救われるかというのが知りたい。

事務局（高田主幹）

ですから例外規定というのがそれぞれありまして、今回は5号で救われるということです。

事務局（宅和局長）

通常下限面積で判断するのですが、場合によっては農地の位置ですとか形状ですとか面積が非常に状況が悪くて他の人に耕作してもらうことが考えられない場所というのはあるかと思うんです、どこにも。そういう場合には、隣接している耕作者であれば下限面積が無くても一体として耕作してきちっと管理できるということであれば、下限面積の適用はありませんということでございます。5号が下限面積のこととございまして、農地法施行令第2条第3項で救われるということになっています。農地法施行令第2条第3項第3号に例外規定がございまして、5ページの下の方に書いてございます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号29の葭津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号29の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、近隣で耕作している譲受人の農地への進入路確保のため、売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、90aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

29番の議案について説明いたします。本件は、葭津の畑、1筆の161平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲受人は隣接地で耕作していますが、道路沿いから進入するために、今まで申請地を通行させてもらっていましたが、今回、双方で話し合いまして、利便性向上のため、進入路確保として農地を売買することとなりました。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願い致します。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号50の大崎について審議します。

関係者の〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

50番の議案について説明します。これは〇〇委員を含めて5人の所有者の耕作放棄地で葎が2メートル3メートルあるような所です。申請者は議案のとおりです。申請地は大崎の田で、面積は1432平方メートルです。申請人は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

この主要地方道米子境港線っていうのは通称内浜産業道路ですか。

事務局（宅和局長）

そうです。その正式名称でございます。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員着席）

続きまして、番号51の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

51番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は東八幡の田で、面積は1086平方メートルです。申請人は、売買によって売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われます。田邊委員と私と現地調査をしまして、転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、7ページ番号52の一部について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

52番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は一部の田で、面積は1089平方メートルです。申請人は、賃貸者によって売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。田邊委員と私と現地調査をしまして転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号53の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

53番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は高島の田で、面積は1984平方メートルです。申請人は、賃貸借によって売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。田邊委員と私と現地調査をしまして転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号54の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

54番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は蚊屋の田で、面積は225.80平方メートルです。申請人は、妻の実家で両親と共に住んでおりますが、2人目の子供が生まれたということから狭隘になったということで、申請地に住宅の建築を計画したものです。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。雨水排水は隣接の農業用排水の方に流すと、そして家庭雑排水については、農業集落排水に流すという計画になっています。申請地は、500m以内に伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可については、見込みがあることを確認しております。巖の仲本委員と現地調査を行った結果、転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、8ページ番号55の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

55番の議案について説明します。54番と一緒に今日現地調査に行った所ございまして、申請者は議案のとおりです。申請地は蚊屋の田で、面積は261平方メートルです。申請人は、家族3人でアパートに住んでおりますが、いつまでもという訳にもいかず、将来のことを考え現在住んでいる近くの申請地に、住宅の建築を計画したものです。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。雨水排水は隣接の農業用排水の方に流すと、そして家庭雑排水については、農業集落排水に流すという計画になっています。申請地は、500m以内に伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、8ページ番号56の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

56番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の畑で、面積は330.59平方メートルです。申請人は、家族5人アパートで生活をしておりますが、手狭になってきたため実家にも近い申請地に住宅の建築を計画したものです。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。申請地は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号57の宗像について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

今日現地調査で一番に見ていただいた柿畑でございます。詳細につきましては岩佐推進委員から説明させていただきます。

岩佐推進委員

57番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は今日見られました所で宗像の田で、面積は279平方メートルです。申請人は、妻と実家で両親と同居していますが、家財道具などが増え手狭になってきたことと、今後家族が増えた場合など、将来のことも考え、父が所有している土地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地、土地改良区は該当ありません。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール

未満の農地であるため、第2種農地に該当します。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ番号58の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

高橋農業委員

58番の議案について説明します。2番目に現地調査に行った所です。申請者は議案のとおりです。申請地は河岡の畑6筆で、転用の面積は1028.26平方メートルとなります。申請者は、市内を中心に、住宅の造成、建築などの業務を行っている会社であります。今回の土地選定の理由として、県道沿いで、最寄りのICからは若干距離はあるものの、米子東ICまでは一本道となっており、また、上り方向の米子市ICと溝口ICの中間点でもあるため、利便性の良い場所として貸倉庫の建築を計画したものです。貸倉庫の建築面積は400㎡、121坪を計画しています。残り部分につきましては駐車場にする予定となっています。隣接耕作者の同意は、隣接に耕作者いないために不要です。実行組合からの排水同意については、確認済です。土地改良区意見書については、申請地は該当ありません。事業の計画地は、原野も含めており、農地の形状も複雑な案件となっておりますが、今回の1,028㎡の農地部分について説明いたします。宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地の部分が5筆と、住宅等連たんする区域内の農地の第3種農地が1筆該当します。開発許可については、伯仙地区につき、都市計画区域外ですので、不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、10ページ、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号8-1から14ページ8-5を一括して審議します。
事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細についてご説明いたします。

13ページ番号8-1から番号8-4は、借受人の希望による貸付です。

14ページ番号8-5は、借受人の希望による貸付です。

以上、番号8-1から番号8-5は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願
いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、17ページ農地中間管理権を取得する場合について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

17ページ番号8-1から40ページ番号8-64まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

21ページ番号8-15以降は、皆生の基盤整備に係るものです。

Aは地権者の意向によるもので64件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で1件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号8-1から番号8-64まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

区画整理の関係で中間管理機構に出すということだけでも、地元負担無しで区画整理やるということになれば、どんな方法で順番的にはどんなふうになりますか。中間管理機構に出したら次どんな順番で区画整理して、その時にはどういう換地してどんなふうになるかと、そういうことは分かりますか。

事務局（宅和局長）

中間管理機構が15年以上借りることが条件になっておりまして、今回は16年という形になっております。それで区画整理組合と言いますか地元の皆さんが合意をされて、機構とも始めから話をして担い手を付けてもらうというのを条件で地権者負担無しでやるという事業なんです、順番的には機構が借りたというのを条件として県を通じて国の方だと思んですけども、基盤整備事業の計画を出して採択をもらってそれから2ヵ年計画で工事をして最終的に換地して、そこに自作部分も残るんですがほとんどの8割以上を担い手の方に出さないといけないというのが条件になっておりますので、そこは担い手機構と十分話をしながら誰を張り付けるかということと同時に並行でやっているということになっております。

森中農業委員

手続きしないといけないということで議案に出てきてるんだけど、普通の圃場整備とちょっと違うんものですから、それで中間管理機構

に出さんと国から県から補助金がなくて、地元負担0じゃないとできんよということでこれが出てきていると思うんだけど、それは良く分かる。やり方として中間管理機構が今度は県が事業者になるでしょ、県に対してどうなるのか。

事務局（宅和局長）

同時にスタートしておりますので皆が集まって、その手続的なことについては私も詳しくは分からないのですが、個々に話し合いをしている訳じゃなくて関係者全体で集まってスタートして協議してスタートしているところですので。

森中農業委員

そのために中間管理機構に出したわけなので、それはそれだけ。その後中間管理機構や、県が事業主体で県にどんなふうにするわけ、県に対して。

事務局（宅和局長）

ちょっとそこは私も詳しくありませんので、調べて次回報告させてもらいたいと思います。流れを。

吉澤農業委員

地元の動き方としては、前々から何かせないかんと、このまとまった土地を何とかせないかんとということを模索しとったわけです。ある程度まとまりかけとった時にこの制度が出来上がってきたということで、この制度を使って基盤整備をやろうと、それにはまず担い手誰がやるかということを見つけてこないといけんと。誰がやるかを見つけて中間管理機構と相談しながら見つけて相手が見つかったと。したら具体的にやってみようということで、そのへんから市とか中間管理機構とか県とかいろんなことを巻き込みながら進めてきたと。それで今現在はここが調整区域だったのが農用地になった。今度は具体的に次の段階として中間管理機構に出すというようなところにきているわけです。今地元がやっています換地委員会、それで土地のランク付けをしています。地元がやっているのはそこまでの話で、今森中さんが言われる具体的に制度の中でいわゆる公の部分、県とか国とかがどういう動きをしているのかというような話というのはまだ私も具体的には捕捉していない。地元はそういう状況。

森中農業委員

区画整理することは良く分かっていて、いいとか悪いとかでなしに、どういった順番で圃場整備されて地元の名義人で換地になるのか、あるいは職権で登記されるのか、そのへん併せて知りたかったもんだけん、聞きたかった。

事務局（宅和局長）

次回の総会で分かりやすい書類で説明させていただこうと思います。

高西会長

今、淀江で進めかけているところだけど、やっぱり地区のリーダーの方がまず引っ張っていかないといけない。それで淀江の駅の裏から高速道路までの間を考えていますけども、中間管理機構といろいろ相談しながら県とも。できてから誰に貸せるかではなく、契約の段階で、契約書ができれば図面もできるもんですから、それで誰に受けてもらうかというのを事前に決めて、できてしまってから探すでは時間もかかってしまっ始めて始められなかったら困るし、県を巻き込んで一緒にやって。今もう淀江では最適化推進委員の池口さんと農協の〇〇と田中推進委員で今進めておるところです。そんな具合にですねえ、どっちにしても上福原の吉澤さんが一生懸命ねえリーダー發揮していただいてあそこまでなったわけですけども、どこになにしても人任せでなしとに、委員さんがあるいは他のそういう指導される人がですねえ上に立ってやっぱり引っ張っていかないとなかなかうまいこといかんと思うんです。それは弓浜も一緒、弓浜も田中委員さんがいろいろお世話になって、足立委員さんにも協力していただいて、できた物については〇〇さんの所の〇〇で受けていただくというようなことで、そうしますと県もですねえ安心していろいろ取り組んでくれますし、やっぱりその辺が大事なことで、いかに機構をうまいこと、言葉の表現が悪くても利用してそんな具合にするかということところが大事じゃないかなあと思っております。詳しいことは今局長が言いましたとおりきちんと調べて皆さんに分かるように書類でまたご案内しますけれど、そういう計画があればまたいろいろと相談いただければ機構なりあるいは県なり、必要なら農政局なり交渉して、せっかく土地改良法の改正で地権者の負担が無いことでできるということですから、それを予算があるうちに利用していただくようお願いしたいと思っておりますので、そういう情報がありましたら気軽にご相談いただきますよう改めてお願いします。

森中農業委員

局長、調べて欲しいのはねえ、区画整理後に換地した名義をすぐ手続上中間管理機構に出すということでもいいのか、あるいは圃場整備したらなんぼか換地後はなんぼか耕作せにゃいけんということになるのか、そのへんをちょっと。

高西会長

一番大事なことは、基盤整備した後、誰が受けて耕作するかと。した後を1年でも2年でも耕作する人が無かった時はしませんので。

森中農業委員

まあそれはいいけど、聞いておいて。それならそれでいいので。

足立農業委員

弓浜も、今言えるのは全員が一応OKということで喜んでおりますが、やっぱり農林課の若い連中が一生懸命になってやってくれました。そうするといい結果が出ます。そうすると我々の方にもどんなって言ってきます。今の所順調であります。今会長が言われたようなことで進めております。もうちょっと頑張りたいと思います。

高西会長

やっぱり一番困るのは機構も言いますけれど作って受け手が無いと、これが一番困るわけですし、ですから計画の段階で、どういう具合な整備をしてそれで誰に受けていただくかと。上福原の場合は〇〇さん、淀江の場合は認定農業者が若い人が2人ほどおられますので、多分、そんな人をお願いすることになると思います。詳しいことは局長が来月の総会までに調べて資料を配布しますので、その時に見ていただいてご理解いただいて、またいろいろお世話いただきますようお願いしたいと思います。

他にご意見ございませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、43ページ所有権移転各筆明細について、番号8-1から番号8-4までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

43ページ番号8-1は、畑で、所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は、67aです。

番号8-2から番号8-4は、所有権の移転を受ける者の所有地と併せて元々一枚の田であるため、売買するものです。取得後の経営面積は、94aです。

以上、番号8-1から番号8-4は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、45ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、46ページ番号1から49ページ番号12までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

46ページ番号1及び番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

47ページ番号4は、他に耕作しようとするものがないため配分するものです。
番号5は、法人としての初めての配分ですが、近隣ほ場の耕作者です。
番号6及び番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。
48ページ番号8から番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。
49ページ番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。
番号1から番号11の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

遠藤農業委員

番号2は。

事務局（河野主幹）

2番は冒頭に申し上げましたようにお亡くなりになられたので。

議長（高西会長）

説明が終わりましたが、何か他にありませんかいね。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。
続きまして49ページ番号12を審議します。
関係者の田中委員さんの退席を求めます。
事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

49ページ番号12の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。52ページをお願いします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、53ページから56ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、13件を受理しています。

次に、57ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、58ページから59ページの非農地転用現況証明について、8件を証明しています。

次に60ページから63ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局及び米子市長に対して、4件を回答しています。

次に64ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。

次に、65ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

植田推進委員

先日、調査の資料地図をいただきましたけども、今回は色を付けられて事務局さん大変だったと思います。今年度はこれでかまいませんが、次年度以降検討していただきたいことがございまして、皆さん車で行くにしても歩くにしても道路をあれされと思いますので、とても全部までとは言いませんが、一枚の図面の中に大きい道2、3個でもいいですので道路部分を色を付けていただければ、特に県地区は山の中に農地がありまして非常に分かりづらいもんでして、次年度に検討していただければと思いますのでよろしくお願いします。

事務局（長谷川主任）

かしこまりました。次年度以降は、道の部分につきまして全体地区の中で大きくさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

他に何かありませんか。

これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時8分